

法科大学院共通の到達目標（コア・カリキュラム）
モデル案第一次案に対する意見書

2010年1月20日
日本弁護士連合会

はじめに

本意見書では、総論として「共通の到達目標（コア・カリキュラム）モデル案作成の基本的考え方～第一次案の公表に当たって～」（以下「基本的考え方」という。）に対する意見、各論として各分野の共通の到達目標モデル案第一次案（以下「第一次案」という。）に対する全般的な評価及び具体的・個別的な意見を述べる。

なお、前者は、当連合会法科大学院センターを中心に集団的な討議を経たものであるが、後者は、分野毎の作業チームが当連合会法科大学院センター等での議論を反映しつつ作成したものであり、それら個別項目の詳細にわたり当連合会の組織としての意見をとりまとめたものではない。

しかし、短期間に区切られた意見照会に対し、数十人の作業チームが各班に分かれ、研究者の助言も得つつ、多様な立場からの意見をくみ取った上で、鋭意集中的な検討作業を行った結果をまとめたものであり、第一次案に関する今後の議論を深めていく上で参照されるにふさわしい多くの内容を含むものと考えている。

第1 総論

～「共通の到達目標（コア・カリキュラム）モデル案作成の基本的考え方～第一次案の公表に当たって～」に対する意見～

1 「1. モデル案作成の趣旨」について

- (1) 「1. モデル案作成の趣旨」において、その趣旨が「法科大学院修了者が、いずれの法科大学院における学修を経ても、共通に到達すべき目標を明らかにしようとするものである」とし、これを通じて「法科大学院を修了し法務博士の学位を得た者が、将来法曹となるにふさわしい法律学の学識を確実に修得していること

を保証すること」ができるようにすることをその目標として掲げている点は、基本的に適切であると考えられる。

しかし、当連合会はこれまで発表してきた3つの意見書等¹で、次の点を繰り返し指摘してきた。

A 「法科大学院が法曹養成に特化した教育を行う中核機関であることを念頭におき」「到達目標の設定にあたっては、法律実務家の養成課程として、法律実務にとっての重要性という観点を十分考慮すること

B 「到達目標の設定の主たる目的は、修得すべき知識の最低限の範囲を確定することによって、学生がいたずらに知識の暗記・詰め込みに走る弊害を予防し、もって、実質的な法的問題解決能力の涵養に力を注げる体制を整えることにあり、ことに鑑み、法的思考力の涵養を重視した適切な到達目標を設定」すべきこと

こうした位置付けを「1.モデル案作成の趣旨」に追加して明記すべきである。

また、それらのためには、法科大学院を修了するまでにどのレベルに到達すべきかの基本的な目標を明示すべきである。少なくとも、共通的到達目標（コア・カリキュラム）を修得すれば「法科大学院を修了した者が、法律学の基本的な学識と応用力の基礎を確実に修得し、1年間の司法修習を経れば法曹となることができる」ことを保証するというような定式化が必要と思われる。

そして、法科大学院教育における教育目標として、「創造的・批判的な法的思考能力、体系的な法的思考能力、事例の分析能力等の涵養」が掲げられ、また、それらの能力の涵養が法科大学院教育においてきわめて重要な意義を持つことに鑑み、「各論における各項目に掲げた到達目標を達成する学修を通じ、創造的・批判的な法的思考能力、体系的な法的思考能力、事例の分析能力等」の獲得を目指すべきことも、この「1.モデル案作成の趣旨」の

¹ 2008年9月3日付け「法科大学院教育の到達目標についての提言」
2008年12月19日付け「中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会『法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(中間まとめ)』に対する意見」
2009年1月16日付け「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」
いずれも当連合会ホームページご参照。

中に明記すべきである。

- (2) 他方，上記Aの観点から，実務家として必要な能力とは，具体的事例に関連する条文・基本書・判例などを検索しこれらを参照して制度の趣旨や要件を理解できることが基本であって，暗記していなければならない知識はさほど多いわけではない。

このことは，「基本的考え方」の3 でいう「条文に則して説明することができる」という項目に分類されるものに限られず，「具体例を挙げて説明することができる」「判例・学説の基本的な考え方を踏まえて説明することができる」「考察することができる」などとされている項目についても同様である。

そのことを明らかにするためには，「各論における各項目は，多くの項目において条文を検索・参照した上で『説明することができる』『考察することができる』ことを意味している。」ことを総論である「1．モデル案作成の趣旨」において注意的に記載しておくべきである。

- (3) また，上記Bの観点からすると，共通的到達目標モデル案の項目は必要最小限のもの(ミニマム・スタンダード)に限定すべきところ，今回示された第一次案は，ミニマムと言うにはあまりに膨大に過ぎる。特に法律基本科目において選定され示された項目は，教科書の目次のほとんど全てに細目をつけたようなものとなっており，教員にとっても学生にとっても，何を重点的に教え，学ぶべきかの実践的な指針を与えるものとはなっていない。

学修することが可能な範囲を大きく超える分量が課題として示されれば，それらの各項目の重要度における差が示されていないこともあいまって，いかに言葉で「暗記型の学修」を戒めても，学生は司法試験合格のため「暗記型の学修」に走ることは必至であり，結果として法律実務家の実務のためには不必要に膨大な(過剰な)知識を詰め込もうとし，ひいては基本的な知識のより深い理解と応用力を習得することが疎かとなりかねない。

こうした趣旨を「1．モデル案作成の趣旨」に追加して書き込み，「示された案に対し，実務家にとって必須の重要性をもつ項目にさらに限定する方向」及び「各項目の重要度について何段階かの差を設ける方向」での検討を続ける旨を明記すべきである。

なお，その場合，知識については，単に丸暗記するだけのもの

は極力削除するか、「そのような言葉を知っている」とか「条文を検索・参照して理解できる」というようなレベルに落とす等の工夫をし、他方、いくつかの典型事例については少人数双方向教育を通じて「具体的事例に即して、主な判例・学説の基本的な考え方を踏まえて、説明することができる(考察することができる)」ことを目標とし、その両者とも項目数は大幅に減らし、教育全体として「創造的・批判的な法的思考能力、体系的な法的思考能力、事例の分析能力等の涵養」を目指すべきである。

- (4) また、実務家にとって主な判例や実務を知っていることは重要であり、この点は各項目においてより具体的に吟味した上で、「主な判例の基本的な考え方」等という形でより積極的に明示すべきである。

一部科目については判例についての明示的記載がないものや少ないものがあるが、明示がないとかえって全ての判例を覚えなければならぬとの誤解を生んだり、逆に判例につき学修しなくて良いと受け取られることにもつながる。

他方、判例の立場を踏まえるということは、判例に無条件に従属するのではなく、判例の現状を踏まえた上で「必要に応じてそれらを批判し、問題提起を行うことを含む」のであるから、その趣旨を総論においても明示し、かつ各論の各項目においても「判例の基本的考え方を踏まえて説明することができ、必要に応じてそれらを批判し、問題点を示すことができる」といった表現に修正すべきである。

- (5) これに対し、学説の対立状況の詳細を知っていることは必ずしも必要ではないので、表現方法としては「主な学説」「学説の基本的考え方」と表記するようにし、また当該項目がそのような表記を要する項目であるか否かについてもさらに吟味すべきである。

以上の趣旨につき、これらを正しく学生や教員に伝えていくため、総論である「1. モデル案作成の趣旨」に明記すべきである。

2 「2. コア・カリキュラム策定の基本的な考え方」について

(1) について

基本的には異論はないが、教員は、授業で取り上げないものも含め、授業の内外で最低限、共通的到達目標を達成できるような指導を行う必要がある旨記載した方がよいと思われる。

また、少なくともこの項目については授業でとりあげるべきという最小限に厳選された重要項目を示すことも検討されるべきであり、今後そうした検討や選別作業を継続すべきである。

(2) について

基本的には賛成であるが、暗記型の学修をすべきでないことをもっと強調すべきである。そのために、本件のような膨大な分量の共通的到達目標案が、前述のように学生を「暗記型の学修」に走らせたり、予備校による対応（受験対策）を生み出すこととなる危険性を踏まえ、そのような観点から「学生諸君が、どのような内容・水準の知識・能力を習得すれば、必要とされる最低限度の到達目標を達成したことになるのかが理解できるように、各項目について、可能な限り具体的な表現となるように努めた」ことの指摘にとどまらず、前記のとおり、項目を限定・縮小する方向で、「示された案に対し、実務家にとって必須の重要性をもつ項目にさらに限定する方向」及び「各項目の重要度について何段階かの差を設ける方向」での検討を続ける旨を宣明すべきである。

3 「3. コア・カリキュラムにおける各項目の設定のあり方」について

(1) 「項目の選定」について

「項目の選定」及び「分野間における調整」における検討経過の記載については、「どのような項目がコア・カリキュラムとして適切であり、どのような項目がミニマム・スタンダードを超える内容に当たるかを考えるに際して、一義的に明確な判断基準が存在しない」という悩みの中での作業であったことは理解できないではない。

しかし、上記1でも指摘したように、「項目の選定」にあたっては、「修得すべき知識の最低限の範囲を確定することによって実質的な法的問題解決能力の涵養に力を注げる体制を整えるこ

とを目的とすべき」であり，その「設定に際しては法律実務にとっての重要性という観点を考慮すべき」ところ，示された第一次案における法律基本科目の項目選定作業においては，このような観点から項目を厳選・限定しようとする姿勢が著しく弱かったと評せざるを得ない。教科書で触れられている項目につき当該項目は重要ではないので項目から削るべきかという観点から検討をすれば，あれも必要，これも必要という議論となり，項目を限定することは困難である。

しかし，実務家はそうした項目を全て暗記している訳ではなく，問題に遭遇する都度，条文や判例を検索し，教科書や論文等をひもといて，法的问题点や解決に向けた方策を模索するのであって，そのようなことができる基本的な能力を修得させるために，どのような項目を選定し，どのように教え，どのように学ぶかの指針が示されなければならない。

にもかかわらず，第一次案においては，条文がどの法律のどの辺りに規定されている問題であるのか等を知っているという意味で「理解」していれば足りる項目と，それらを参照することなく条文，判例，学説などを覚えていて，何も見ずに「説明できる」ことが求められる項目とが区別されず，本稿第2の各論で具体的に示すように，結果として学生に不必要な暗記を強いることとならざるを得ない項目が多数含まれ膨大な分量になってしまっている。

また，例えば，刑法における「電子計算機損壊等業務妨害罪」「富くじに関する罪」「内乱罪」「外患誘致罪」「封印等破棄罪」，刑事訴訟法及び民事訴訟法における「再審」などは，そもそもコア・カリキュラムに含めることは疑問であり，他の法律基本科目についても同様に項目から削除すべきと思われるものが多数含まれている。第一次案で示された項目から削減すべき具体的項目等については本稿第2の各論を参照されたい。

また，第一次案における「項目の選定」において選定された項目の中での重要度の違いを区分し示していない点も問題である。しかも，選定された大項目に重要度が大きい場合に当該項目の小項目が多く選択されたと理解できる分野・項目と，重要度は大きくないのに多くの小項目が選択されている分野・項目とが混在し

ており，学生が誤ったメッセージを受け取り， unnecessaryな暗記型の学修に走ることが危惧される。

選択された項目の中で重要度が異なる場合に，後記「項目の表現の仕方」の到達度の表現方法の他にこれを示す方法としては，項目自体の重要度を3段階程度に分け，各項目前に記号で「」「」「」などと表示する方法等が考えられる。また，授業において必ず扱うべきものについて「」印をつけることも考えられる。

(2) 「分野間における調整」について

大切なのは「基本的な考え方に不一致がないか」の点にあり，「取り扱うべき項目の内容，水準あるいは分量に不均衡が生じていないか」は結果にすぎない。しかし，今回示された第一次案については，分野毎に，その「基本的な考え方」に不一致があることは否めないように思われる。

実務家にとって必須の能力という観点がどこまで貫かれているか，それぞれの分野や項目について何を重視するか，「理解」の程度をどう考え，どこまでを必須と考えるか等，基本的な考え方に微妙なニュアンスの差があり，その結果，各分野の項目数や分量に大きな差が生じたという側面があるように思われる。

第一次案公表を契機に，今後この「基本的な考え方に不一致がないか」の点について十分な検討がなされることが期待される。

また，その背景には，例えば「会社法」はそもそも法科大学院教育のコアなのか，基礎的な法律知識や具体例における応用の基本を目標とするカリキュラムの中で，会社法の中の新株予約権の発行などに関する最先端の議論の内容は「先端展開科目」の選択科目として位置付けられるべきでコアとは言えないのではないか，会社法の中でコアといえる部分はどのような内容なのであろうか，などといった根本的な問題がある。

各論で後述するように，会社法をコアといえるものに限定するには，例えば，コアは会社法の第3(株式会社)の1～4(株式会社の意義・特徴，株式，資金調達，機関)とし，5(計算)，6(会社の設立・定款変更)，7(事業譲渡・組織再編)，8(解散・清算)は極めて限定された内容とすることが現実的である。

共通到達目標モデル案として確定されるには，こうした根本

的な議論もなされる必要があるだろう。

(3) 「 項目の表現の仕方」について

「 項目の表現の仕方」の記載については，まずこのような「表現の仕方」の区分がそれぞれ具体的にどのようなことを意味しているのか，学生や現場の教員の共通の理解を得られるかについての危惧を指摘しなければならない。

今回意見照会に対する回答を作成する作業にあたった者の中でも「理解している」「説明することができる」などの具体的な意味についての理解は区々であった。「基本的な考え方」の定義によれば，「理解している」よりも「説明することができる」ことの方がより高レベルのものとされているが，通常の意味で「理解している」には，その理解の程度は様々であり，深く理解しているのであれば，単に「説明できる」よりも，はるかに高度なレベルを意味する場合もありうる。

今回第一次案作成作業において，果たして，「基本的な考え方」における区分，定義づけが各分野作業者に徹底されていたのか，という疑問も払拭できない。例えば，分野によっては単に「説明できる」という記載が目立つものがあるが，定義によれば「条文に則して説明できる」「具体例に即して説明できる」「判例・学説を踏まえて説明できる」のそれぞれは到達度レベルにおいて大きな差があるはずであり，単に「説明できる」という表現では具体的な到達度は何ら示されていないことにならざるを得ない。

また，定義自体も，一体「具体例に即して」と「具体例を挙げて」とはどう違うのか分かり難いし，提示された分類が理論的・実的に適切なものなのか，大方の共通認識となり得るものなのか疑問なしとしない。

しかし，このように何らかの用語の定義を示して，それに従って項目の選別をせざるを得ないのであれば，少なくとも，定義で示された各到達度が具体的にどのようなことを意味しているのかを例示的に具体例で説明することによって，学生や現場の教員に誤解のないようにすべきである。

また，そのように具体的に示された定義に基づき，各分野における項目の選別及び到達度に応じた表現が適切であったかど

うかについての再点検作業を行うべきである。

「 項目の表現の仕方」の大枠を前提としても、それらは以下の諸点において改善されるべきである。

(1) 「～を理解している。」について

「制度の趣旨や、要件等について、それがどのようなものであるかを抽象的・一般的に認識していることを意味する。」とされているが、その「抽象的・一般的に認識」との趣旨から、これは「そのような言葉を知っている」「条文を示されれば分かる」という程度のものと考えべきであり、その旨を明示すべきである。その内容に相応しい表現は、「理解している」よりも「知っている」という言葉を当てた方が良いと思われる。

そうではなく、もし、これを「条文を検索でき、その条文を見れば、制度趣旨・要件等の基本が分かる」という内容まで含むと定義すれば、それは相当程度に高いレベルの到達度となる。もしそのように定義するのであれば、到達度の表現方法として、さらにレベルを落とした「そのような言葉を知っている」「条文を示されれば分かる」「 の制度が 法に規定されていることは分かっている」などのランクの到達度表現を設けるべきである。

そして、現在「理解している」と分類されているものの多くにつき、この「そのような言葉を知っている」等のランクに移動することを検討すべきである。

なお、この点については、そのようにランクを落とすべきと考えられる多くの項目は、そもそもコアとは言えないのであるから、項目自体を削除すべきであるとの意見も有力であった。

(2) 「具体例を挙げることができる。」について

「制度や規定の趣旨を理解していることを示すために、その具体的な例としてどのようなものがあるかを挙げることができる」という意味である。」とされている。

しかし、どんな具体例でも挙げられればよい訳ではなく、また、ありうべきあらゆる具体例を挙げることで求められる訳ではなく、基本を理解しているとか問題点を発見できる

という観点から，制度・条文が予定している典型的な具体例を指摘できることが重要なので，「典型的な具体例を挙げるができる」とした方がよい。

(3) 「～を説明することができる。」について

「抽象的・一般的に制度等を理解しているという受動的な状態にとどまらず，当該論点に関する異なる見解を整理し，それぞれの問題点等について，口頭ないし文章において，積極的に説明することができることを意味する。」とされている。

しかし，これを定義どおりに受け止めれば，相当高度な能力の修得を求めることとなる。「異なる見解を整理し」は「異なる主な見解の基本的な考え方を理解し」と改めるべきである。

また，「異なる見解を整理し」という点については，原告と被告間の見解の対立のように立場の違いから生じる対立する見解の整理というなら適切であるが，異なる複数の学説を整理することが求められているかのような受け取り方も可能であるので（そうなるとコアでない学説まで知っていることが前提となる），「当該論点に関する対立利益ないし立場の違いから生じる対立する主な見解を整理し」という記載にすべきである。

バリエーションに関しては，法曹養成という目的に照らせば，法的三段論法の大前提である法規範と小前提である事実関係の双方に即して考えられるようになることは当然必要であるので，「条文に則し（判例規範を踏まえ），かつ，具体例（具体的事例）に即して説明できる」とし，これを基本として用いるのが望ましい。

ただし，「(a) 条文に則して」は，端的に「条文を参照しながら」と表現すべきである。

また，前述したとおり，「説明できる」「考察できる」の項目には，全て必ず「条文を参照しながら」という言葉を挿入すべきである。

バリエーション(d) (e)については，(e)の「判例・学説の基本的な考え方を踏まえて」で十分であり，それで「必要

に応じてそれらを批判し，問題提起を行うという趣旨も含む」こととなる。研究者となるための教育ではないのであるから，(d)の「判例を踏まえて，判例・学説を踏まえて」までのレベルを設定することは不要である。

また，「判例」も「学説」も「主な判例」「主な学説」に限定すべきである。

さらに，実務家にとっての重要性という観点から，「主な判例」を示すことは積極的であるべきだが，「主な学説」を踏まえることは，この学説がコアに入るような場合に限定されるべきであろう。

(4) 「考察することができる」について

「とくに憲法分野において，しばしば用いられる表現であるが，対象となる問題あるいは事例に含まれる論点を整理し，各論点に関する判例・学説の状況を整理した上で，より主体的・批判的に検討することができるという意味である。とりわけ，基本的人権に関する問題においては，違憲審査基準等を用いて具体的事例を処理することができることを求めるものである。」とされているが，この表現での目標設定が憲法のみで用いられているのは何故か，「条文を参照し，主な判例・学説を踏まえ具体例（具体的事例）に即して説明できる」など，他の科目と共通の表現では何故いけないのかについて，具体的な理由が示されるべきである。

また，示された目標の定義を文字通り受け止めれば多くの場合に過大な要求となることが危惧されるところであり，少なくとも，「考察することができる」ことが全ての判例・学説の詳細な状況をも整理して考察しなければならないものと誤解して受け止められることのないよう，その表現ぶりを工夫すべきであろう。

(3) 「個別項目に還元することが困難な能力」について

法科大学院教育における教育目標として，「創造的・批判的な法的思考能力，体系的な法的思考能力，事例の分析能力等の涵養が掲げられ，また，それらの能力の涵養が法科大学院教育においてきわめて重要な意義を持つこと」を，このように「基本的考え

方」の後半で指摘するのではなく，前記のとおり，共通的到達目標モデル案の目的等において指摘し，個別項目に還元することが困難なので，各論では指摘していないが，当然，これらの能力の獲得も目指すべきである旨記載すべきだと考える。

4 「4．第一次案の公表と今後の作業予定」について

この項の記載に関しては，これまでの作業につき，もう少し時間的余裕をもって，幅広く議論すべきであったように思われる。実務家として必要な知識・能力を養成するための共通的到達目標モデル案の設定である以上，法律基本科目のコアの在り方についても多くの実務家の意見が反映されるべきであり，第一次案公表を契機に，今後，より幅広い議論がなされる中で，開かれた共同作業がなされることを期待したい。

第2 各論

分野毎の意見については別紙を参照されたい。

なお，冒頭で述べたとおり，分野毎の意見は，分野毎の作業チームが当連合会法科大学院センター等での議論を反映しつつ作成したものであり，それら個別項目の詳細にわたり当連合会の組織としての意見をとりまとめたものではないことを付言する。

以 上